

令和7年度 固定資産税(償却資産)

申告の手引き

十和田市

市税につきましては、平素よりご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

償却資産を所有する方は、地方税法383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している
償却資産について申告しなければならないことになっております。

つきましては、この手引きを参照のうえ、期限までに申告書等を提出するようお願いします。

提出期限：令和7年1月31日(金)

【申告の際のお願い】

- ◇ 期限間近は窓口が混雑しますので、早めの申告にご協力お願いします。
- ◇ 資産の増減がない場合でも申告が必要です。申告書の備考欄の「増減なし」を○で囲んで申告してください。
- ◇ 傷却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄の該当箇所を○で囲むかその旨を記載して提出してください。
- ◇ 郵送により申告する場合で申告書控え（受付印押印済）の返送を希望する場合は、宛先を記入し切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ◇ eLTAX申告にご協力をお願いします。市役所へ持参や郵送することなく、自宅やオフィスから申告することができます。

【目 次】

1. 傷却資産について	P 1～3
2. 傷却資産の申告について	P 4
3. 評価額と課税について	P 5～6
4. 申告書等の記入方法について	P 7～9
5. その他	P 10～11

～申告書の提出・お問い合わせ先～

十和田市 企画財政部 税務課 固定資産税係

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号
電話 0176-51-6769 (直通)



1. 償却資産について

① 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の、会社や個人で事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもの（法人税又は所得税が課されないものが所有するものを含む）をいいます。

② 償却資産の種類と具体例

資産の種類			償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、塀、フェンス、緑化施設、屋外排水設備、カーポート、畜舎、堆肥舎、看板(広告塔等) 等 ※家屋として固定資産税がかからないもの	
	建物付属設備	受変電設備、蓄電池電源設備、建築設備、テナント内装・内部造作 等	
2 機械及び装置	各種製造設備、農業用機械・装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備 等		
3 船 舶	ボート、漁船、遊覧船 等		
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプタ、グライダ 等		
5 車両及び運搬具	ホイールローダ等の大型特殊自動車 (ナンバープレートの「八戸」等地名の後に、「0、00~09及び000~099」、「9、90~99及び900~999」の番号が付されたもの) ※大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の課税対象です。なお、 <u>小型特殊自動車は軽自動車税の対象であるため、償却資産として固定資産税の課税対象とはなりません。</u>		
6 工具、器具及び備品	パソコン、応接セット、ロッカー、医療機器、理容及び美容機器、自動販売機等		

③ 業種別の主な償却資産

業種	償却資産の例示 () 内は各資産の耐用年数
共通	パソコン(4)、コピー機(5)、壁掛けルームエアコン(6)、応接セット(5又は8)、可動間仕切り(3又は15)、広告塔(10又は20)、路面舗装(10又は15)、受変電設備(15)等
料理飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房設備(8)、冷蔵庫(6)、レジスタ(5)、カラオケ機器(5)等
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、洗面設備(5)、消毒殺菌設備(5)、サインポール(5)等
不動産賃貸業	アスファルト舗装(10)、街路灯(10)、コンクリート塀(15)等
農業	農業用機械及び装置(7)、ビニールハウス(7,8又は10)等 ※次ページに記載する小型特殊自動車(トラクタ等)及びそのアタッチメントは固定資産税の課税対象ではありません。
小売業	レジスタ(5)、陳列ケース(6又は8)等

※耐用年数は減価償却資産の耐用年数表による。

④ 特殊自動車とその付属品

特殊自動車は次の表により区別されます。大型特殊自動車に該当する自動車及びその付属品は、償却資産の申告対象となります。

自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産	
	長さ	幅	高さ			
イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロータリ除雪自動車、フォークリフト、フォーク・ローダ、ホーイル・クレーン、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 等	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	小型特殊自動車	申告対象外
	最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を一つでも超えるもの				大型特殊自動車	申告対象
ロ 農耕用トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	申告対象外
	最高速度35km/時以上のもの	—	—	—	大型特殊自動車	申告対象
ハ ロールベーラ、トレーラ、マニュアスプレッダ、バキュームカー 等	一定の条件（保安基準等）を満たすけん引式農作業機				小型特殊自動車	申告対象外
	上記以外のもの				大型特殊自動車	申告対象
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	申告対象

※一定の条件（保安基準等）を満たすけん引式農作業機は、軽自動車税の対象となりました。詳しくは税務課にお問い合わせ又は国土交通省のホームページをご覧ください。

小型特殊自動車（トラクタ等）に取り付けて用をなす直装式作業機（アタッチメント等）は申告の対象外となります。資産の名称だけでは判断できない場合多いため、申告対象となる資産か確認をお願いします。

直装式作業機の例 (アタッチメント)	ロータリ、ハロー、プラウ、ローダ、サブソイラ、マルチ、畝立て機、畦塗機、プロードキャスター、ライムソワー、ブームスプレーヤ、テッタ、レーキ、カルチ、収穫機、掘取機、ハーベスター、トレンチャ 等
-----------------------	--

⑤ 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。建築設備は所有関係や設備の内容に応じて次の表のように取り扱われます。償却資産に該当するものは申告対象となります。 ※主な設備を例示

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式		◎		◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管、配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送、拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬走機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーティー）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮、病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

2. 債却資産の申告について

① 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、市内に債却資産を所有しているすべての法人及び個人です。

また、次の方々も申告が必要になります。

(1) 債却資産を他に賃貸している方

(2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている債却資産は、原則として買主の方

※ 該当資産がない場合は、申告書の備考欄の「該当資産無し」を○で囲み、提出してください。

② 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

(1) 福利厚生の用に供するもの（社宅、寮などの備品等）

(2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び債却済資産であっても、現に事業の用に供することができるもの

(3) 遊休又は未稼働の状態にある資産であっても、現に事業の用に供することができるもの

(4) 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）

(5) 家屋に施した建築設備・造作などのうち、債却資産として取り扱うもの（該当する資産は構築物）

(6) 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入の特例の適用をした資産（即時債却資産）

(7) 耐用年数が1年以上で取得価格（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

（ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも個別減価償却した資産は申告の対象となります。）

	取得価格	国税の取扱い	固定資産税（債却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括債却	申告対象外
	20万円未満	個別減価償却	申告対象
	20万円以上	個別減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括債却	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	10万円以上	3年間一括債却	申告対象外
		個別減価償却	申告対象
	20万円以上	個別減価償却	申告対象

③ 申告対象外の資産

(1) 土地、家屋（固定資産税のかかるもの）

(2) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（トラクタ、コンバイン、田植機、トレーラ等）

(3) 無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）

(4) 繰延資産（開業費、試験研究費等）

(5) 棚卸資産（商品、貯蔵品等）

(6) 觀賞・興行用以外の生物

(7) 平成20年4月1日以降に契約をした法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース（ファイナンス・リース）資産で取得価格が20万円未満のもの

3. 評価額と課税について

① 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、資産の取得年月、取得価格および耐用年数をもとに、資産一品ごとに評価額を算出します。

なお、算出した額が取得価格の5%を下まわる場合は、取得価格の5%が評価額となります。

初 年 度 評 価 額	$\text{取得価格} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) = \text{取得価格} \times A$
次年度以降評価額	$\text{前年度評価額} \times (1 - r) = \text{前年度評価額} \times B$

r : 耐用年数に応ずる定率法による減価率

A : 半年分の減価残存率で減価残存率表のA欄

B : 1年分の減価残存率で減価残存率表のB欄

《減価残存率表》

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得(A)	前年前取得(B)			前年中取得(A)	前年前取得(B)			前年中取得(A)	前年前取得(B)
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	21	0.104	0.948	0.896
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	22	0.099	0.950	0.901
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	23	0.095	0.952	0.905
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	24	0.092	0.954	0.908
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	25	0.088	0.956	0.912

② 課税標準額、税額の算出方法

■課税標準額

賦課期日（1月1日）現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用を受ける場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

■免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、申告は必要です。

■税率及び税額

課税標準額の合計（1,000円未満切捨）×税率（1.4／100）= 税額（100円未満切捨）

③ 非課税、課税標準の特例など

■非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有している方は、非課税該当資産であることを確認できる書類を添えて申告してください。詳しくはお問い合わせください。

■課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有している方は、当該資産明細の摘要欄に該当条項を記入し、該当資産であることを確認できる書類を添えて申告してください。詳しくはお問い合わせください。

(例：認定先端設備等導入計画記載設備)

④ 課税台帳の閲覧

償却資産の価格などは申告及び調査により決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

償却資産課税台帳に登録された価格などは、税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方への閲覧に供しています。

令和7年度の閲覧は、価格などを償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑤ 国税（法人税・所得税）との主な比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	定率法・定額法から選択 (建物、構築物、建物付属設備は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の5／100	備忘価格（1円）
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の少額資産 損金算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず認められません	認められます

4. 申告書等の記入方法について

方法記入の書類申請申込書

<p>① 〈住所・氏名〉</p> <p>住所、氏名はふりがなを付して記入してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。また、屋号があれば記入してください。※押印は不要。</p>	<p>② 〈個人番号または法人番号〉</p> <p>個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。</p>
--	--

③ 〈事業種目〉
事業の種目を具体的に記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

④ 〈事業開始年月〉
個人の方は、事業を開始した年月、法人にあつては、設立年月を記入してください。

<p>⑤ <短縮耐用年数の承認等> 各項目のそれぞれ該当する方を○で囲んでください。</p>	<p>⑥ <資産の所在地> 市内にある事業所などの資産所在地を記入してください。</p>	<p>⑦ <借用資産> リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 借用資産がある場合は貸主の名称及び資産の名称を記入してください。</p>	<p>⑧ <事業所用家屋の所有区分> 該当する項目を○で囲んでください。</p>	<p>⑨ <備考> 次のような事項を記入してください。 (1) 前年中に資産の増減がなかった場合は、「1. 増減なし」を、該当資産がない場合は、「2. 該当資産無し」を○で囲む。 (2) 廃業・解散などの場合は、「3. 廃業・解散・休業等」を○で囲み、その年月日を記入。 (3) 課税標準の特例、非課税又は耐用年数の短縮等を適用した場合は、その届出書、添付書類の名称。 (4) 住所、氏名等に異動があった場合は、異動由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等、参考になる事項。 (5) 納税管理人を定めている場合は、その方の住所及び氏名 (6) その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項。</p>
---	---	--	---	---

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

- ◎ 去年申告された方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産を記入してください。
 - ◎ 初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有しているすべての資産を記入してください。

③ <資産の種類>

資産の種類に記入する番号は下記のとおりです。

和今月得年取(5)

平成→「H」 年月は、資産を取得した年月を記入してください。
ただし、1月1日に取得した場合、その前年の12月を取

⑥〈取得価額〉

詞彙梗概

産については移動の年月とその旨の表示

(3) 耐用年数の短縮を適用していく販売についての旨の表示

(4) 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示

(5) その他当該資産の価格決定に必要な事項

① <種類別明細書（増加資産・全資産用）>
増加資産の申告をする場合は「増加資産」、戸
用する全資産の申告をする場合は「全資産用」を
○で囲んでください。

② <枚のうち 枚目>
用紙の総ページ数と、何枚目に当たるかを記入
してください。

③ <増加事由>
資産を取得した事由について、該当する番号を
○で囲んでください。

番号	増 加 事 由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

⑥ 〈取得価額〉

資産を取得するたために支出した金額または支出すべき金額（付帯費を含む）を記入してください。なお、圧縮記帳は固定資産税において認められておりませんので圧縮額を含めた取得価格を記入してください。

⑦ 〈耐用年数〉

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表に掲げる耐用年数を記入してください。

なお、中古資産に見積もり耐用年数を適用している場合又は短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。

種類別明細書（減少資産用）の記入方法

- ◎ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに異動（減少または修正）した資産を記入し、内容に変更があったページのみ提出してください。

◎ 印字されている内容は、令和6年11月1日時点のものです。
- | 種類別明細書（減少資産用） | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----------------------------------|-------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|--------------------|----------|--------------|------|
| 令和7年度 | | | | | | | | | | | |
| 青森県十和田市 | | | | | | | | | | | |
| * 所有者コード
9876543 | | | | | | | | | | | |
| ① 1234567 | | | | | | | | | | | |
| 行
番
号 | 異動区分
1 減少
2 継続
3 新設 | 資産
名
稱
等 | 取
得
年
月
年
月 | 最
終
価
額
万
円 | 申告年度
年
月
年
月 | 申告年度
年
月
年
月 | ② 減少の事由及び区分 | | ③ 摘
要 | 1枚のうち
1枚目 | |
| | | | | | | | 年号 | 年 | | | 申告年数 |
| C1 | 1・2 01 | 000001 コンクリート舗装 | 昭和 51 6 | 1,500,000 | 平成 15 | 15 | 1光輝 2誠実 4モリ坦 | 1全額
2移動 4モリ坦 | 1・2 | | |
| C2 | 1・2 01 | 受変電設備 | 平成 20 4 | 1,000,000 | 平成 15 | 15 | 1・2・3・4 | 1・2・3・4 | 1・2 | | |
| C3 | 1・2 | 【機械物 小計】 | 2 | 500,000 | 平成 15 | 15 | 1・2・3・4 | 1・2・3・4 | 1・2 | | |
| 04 ①2 | 02 000003 仮断機 | 平成 15 10 | 1,500,000 | 平成 15 | 10 | 1・2 | 3・4 | 1・2 | | | |
| 05 ②2 | 02 000004 印刷機 | 平成 25 12 | 2,000,000 | 平成 10 | 10 | 1・2 | 3・4 | 1・2 | | | |
| 06 ①2 | 02 000005 スカラム スカラム印刷機 | 平成 28 4 | 3,000,000 | 平成 10 | 10 | 1・2・3・4 | 1・2 | 名種要覧 | | | |
| 07 | 1・2 02 000006 大型裁断機 | 令和 3 6 | 3,500,000 | 令和 10 | 10 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 08 | 1・2 02 【機械及び装置 小計】 | 7 | 14,000,000 | 令和 6 | 6 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 09 ①2 06 | 000007 リーフエアコン | 平成 30 +8 | 700,000 | 平成 6 | 6 | 1・2・3 | 1・2 | 取得年月H30.5→H30.8へ修正 | | | |
| 10 1・2 06 | 000008 バイクヨコ | 令和 2 5 | 800,000 | 令和 4 | 4 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 11 1・2 | 【工具、器具及び備品 小計】 | 6 | 1,500,000 | 令和 1 | 1 | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 12 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 13 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 14 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 15 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 16 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 17 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 18 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 19 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| 20 1・2 | | | | | | 1・2・3・4 | 1・2 | | | | |
| | | A、
合計 | | | | | | 18,000,000 | | | |
- ### ① <異動区分>
- 「1」又は「2」のどちらかを〇で囲んでください。
- 「1」：行番号の資産が全部減少した場合
- 「2」：資産の一部が減少した場合、資産の一部を修正する場合
- ### ② <減少等の事由>
- 資産が減少した事由（1）とその区分（2）
- について、該当する番号を〇で囲んでください。
- （1）「1：売却」「2：滅失」「3：移動」
- （2）「1：その他」
- （2）「1：全部」「2：一部」
- ### ③ <摘要>
- 該当資産については、次のような事項を記入してください。
- （1）「売却」、「移動」の場合は、その受け入れ先の名称等
- （2）資産の一部減少、一部修正の場合は、具体的な事由
- 例) 数量〇台減少、取得価格〇円から△円へ修正、
名前変更 等
- （3）その他、該当資産の価格の決定にあたつて必要な事項
- （注）「*」の表示がある欄は、記入しないでください。
2 一部減少した資産を申告する場合は、異動区分欄の2を〇で囲み、減少後の残高を「数量」及び「取扱価額」欄に記入してください。

5. その他

① 不申告または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条並びに十和田市税条例第75条により、過料を科すことがあります。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により、罰則を科すことがありますので、必ず申告期限内に正しい申告をしてください。

② 過年度への遡及について

申告内容の修正や申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得した翌年度まで遡及することとなります（1月1日取得の資産については、その前年に取得した資産として課税されます）。

ただし、遡及するのは地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期（4期で分割）とは異なり、納期が1回となりますのでご了承ください。

③ 調査協力のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づく実地調査や申告書等の書面調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の規定により、正当な理由がなく調査の拒否等をした場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

④ 国税資料の閲覧について

地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。閲覧内容と市への申告内容に差が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認しますので、ご協力をお願いします。

⑤ 個人番号・法人番号について

「償却資産申告書の記入方法」（7ページ）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰で記載してください。

ただし、個人番号・法人番号の記載がない場合でも受理を拒むことはありません。

なお、個人番号を記入した申告書を提出する場合、マイナンバーカード等にて番号を確認いたします。郵送で提出する場合、マイナンバーカード等の写しを添付してください。資料の不足などにより個人番号の確認ができない場合、個人番号の記載はないものとして取り扱います。

⑥ 申告の提出について

◇ 提出書類

申告対象者	提出書類	備考 (記入方法は7~9ページ)
初めて申告する方	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）	
電算申告をする方		
償却資産を所有していない方	・償却資産申告書	「備考」欄の「該当資産無し」を○で囲む
前年に申告している方	償却資産の増減がある方	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・種類別明細書（減少資産用）
	償却資産の増減がない方	「備考」欄の「増減なし」を○で囲む
	廃業・解散・閉鎖した方	「備考」欄の「廃業・解散・休業等」を○で囲み、その年月日を記載する

※償却資産申告書への押印は不要です。

※提出書類の様式は十和田市ホームページ (<http://www.city.towada.lg.jp/>) 内の「各種証明書」よりダウンロードできます。

◇ 申告方法による注意事項

申告方法	注意事項等
書類による申告	申告書に個人番号の記載がある場合、マイナンバーカード等の写しにて番号を確認いたします。 郵送で提出する方法で申告書控えの返送を希望する場合は、 <u>宛先を記入し切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。</u>
電子申告による申告	地方税ポータルシステム「e L T A X (エルタックス)」により所定の手続きに従って申告データを送信してください。※詳しくは「e L T A X (エルタックス)」のホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。

◇ 提出先

十和田市役所 本館1階 税務課 固定資産税係
(〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号)